平成２３年（フ）第２７３号
広島市安佐南区祇園７丁目30番25―105号、住民票上の住所広島県安芸郡府中町千代３番14―808号
債務者　中川　明美
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸田　慶吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８６号
広島県山県郡安芸太田町大字松原１番地１
債務者　新田　柳子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　椎木　タカ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月15日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８７号
広島市安佐南区緑井１丁目27番４―204号
債務者　新田　峰子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　椎木　タカ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月15日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７４号
福岡市東区千早３丁目２番318号、前住所福岡市東区香椎浜４丁目１番１―302号
債務者　寺崎三佐子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　健志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月11日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３６２号
福岡市中央区六本松２丁目２番10号、前住所福岡市中央区大手門２丁目１番10―802号
債務者　白水　龍典
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５１０号
福岡県春日市須玖北６丁目３番地
債務者　小副川啓司
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日野　孝俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月４日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１６０号
函館市湯川町３丁目３番12号
債務者　野坂真由美
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１６５号
函館市湯川町３丁目23番18号
債務者　大野　秀司
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２６号
秋田県横手市雄物川町今宿字出向228番地
今宿第２団地３号棟
債務者　佐々木ひろみ
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第３４号
山形市桜田西１丁目３番３―303号　ハウス15、前住所山形市江南４丁目４番27号　レオパレスグラン68―201号
債務者　安孫子理恵
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８号
山形市双月町３丁目４番30号　つたやアパートＢ―２号
債務者　設樂　　亮
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２号
山形市桜田西１丁目17番14号　メゾンロイヤルＢ―202号
債務者　矢口　寿之
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７７９号
埼玉県越谷市相模町１丁目42番地　ホワイトレジデンス307
債務者　小林　靖彦
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
群馬県太田市南ケ丘町1292番地８
債務者　島田　直樹
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第８０号
埼玉県吉川市高富１丁目24番地６　リエス吉川高富203号
債務者　樋口　　巌
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第８９号
埼玉県越谷市蒲生旭町６番24号　中村アパート３号棟４号室
債務者　鈴木　孝子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１０５号
埼玉県草加市小山２丁目１番32―304号
債務者　濱地　末子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係